

平成 30 年 11 月 9 日（金）午後 2 時

大阪広域水道企業団
経営管理部 企画課
電話 06-6944-8023（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

平成 30 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会
及び 11 月議員全員協議会の開催について

平成 30 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会及び 11 月議員全員協議会を
下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1. 日 時

平成 30 年 11 月 16 日（金）

（１）11 月議員全員協議会 12 時 30 分から

（２）11 月定例会 13 時から

2. 会 場

大阪府中央区大手前二丁目 1 番 2 号

国民會館住友生命ビル 12 階 大ホール

3. 議 題

（１）11 月議員全員協議会

○議事日程等

（２）11 月定例会

○付議事件

企業長提出議案（議案 2 件、報告 4 件《別紙「提出予定議案等」参照》）

○諸般の報告

監査委員報告 2 件《別紙「提出予定議案等」参照》

4. 傍聴の取扱いについて

○傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。

○一般席の傍聴の定員は 20 人です。

会議当日、会場前で、12 時から先着順で受付を行います。

5. 取材に関する留意事項

○取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。

受付は、会場前で、12 時から開始します。

○記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。

○取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案等

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度の水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金797,303,305円については、641,998,725円を減債積立金、155,304,580円を水道事業統合促進積立金として積み立て、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金830,306,826円のうち632,955,719円については、397,621,806円を減債積立金、59,400,137円を建設改良積立金として積み立て、175,933,776円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。
第2号議案	平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金4,183,626,823円については、1,999,249,086円を建設改良積立金として積み立て、2,184,377,737円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。

○報告

番号	名 称	概 要
第1号報告	平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度の水道事業会計の決算について報告する。
第2号報告	平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。
第3号報告	平成29年度決算に基づく資金不足比率報告の件	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成29年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし。 ・経営健全化基準 20%
第4号報告	債権放棄報告の件	○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、平成29年度に放棄した債権について報告する。

○監査委員報告

名 称	概 要
監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。